各団体の長 殿

山口労働局長

夏季における年次有給休暇取得促進の御協力について(御依頼)

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚 く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、「令和5年就労条件総合調査」 の結果(令和5年10月31日公表)によると、令和4年に62.1%と、前年より 3.8 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である 70%とは乖離があります。

このため、厚生労働省では、春季に引き続き、この夏季における年次有給休 暇の取得促進の機運を醸成するための取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画 的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資 する時間単位の年次有給休暇制度 (※2) の活用を含め、年次有給休暇を積極的 に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフ レットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととして おります。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封の ポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等 への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、ポスター及びリーフレットを「年次有給休暇取得促進特設サイト」に 掲載しておりますので、御活用ください。

なお、紙媒体に不足が生じた場合、担当まで御連絡いただければ送付いたし ます。

○ 年次有給休暇取得促進特設サイト

https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画 的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。 (※2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単

位の取得が可能となります (分単位など時間未満の単位での取得は認められません。)。

(担当)山口労働局雇用環境・均等室 TEL: 083-995-0390 担当 伊勢屋

